



## 伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う補助事業者の募集について

平成22年3月8日

この度、伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う補助事業者の募集を開始しますのでお知らせします。

本事業は、伝統構法を活かした木造住宅の生産を担う大工技能者に必要な知識、理論や技能等の修得に対する支援を行うため、当該大工技能者になろうとする者を募集する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、伝統構法を活かした木造住宅の生産体制の強化を図るものです。

なお、当事業は平成22年度予算によるものであり事業決定は予算成立後となります。

### 1. 公募期間

平成22年3月8日(月)から3月30日(火)まで(必着)

### 2. 公募対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

また、本事業に加え、平成23年度以降の予算成立を前提として、本事業により募集した担い手候補者に対して、3年間以内で引き続き技能等修得支援を行うことができる者とする。

- (1) 補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

### 3. 補助事業の内容

#### (1) 担い手候補者募集事業【平成22年度】

伝統構法を活かした木造住宅の生産を担う大工技能者に必要な知識、理論や技能等の修得に対する支援を行うため、当該大工技能者になろうとする者を募集、選定する。

#### (2) 技能等修得支援事業【平成23年度以降実施予定】

(1)により選定された者を対象に、以下のような方法により、伝統構法を活かした木造住宅の生産を担う大工技能者に必要な知識、理論や技能を3年間以内で修得させるものとする。

##### [1] 知識、理論の修得

大工技術や建築に関する基礎的事項等について講義方式により習得させる。

##### [2] 技能の修得

実際の住宅建設に係る作業場や住宅建設現場において、大工技能を各地域の伝統構法を踏まえた生産過程に即して習得させる。

### 4. 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、平成22年度予算の成立後、事務事業の目的に最も合致した提案書等を提出した1者を採択する。

### 添付資料

伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う補助事業者の募集についての公示(PDF ファイル)



### お問い合わせ先

国土交通省住宅局住宅生産課

TEL: (03) 5253-8111 (内線39422, 39455)

伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う  
補助事業者の募集についての公示

平成22年3月8日

国土交通省住宅局長 川本 正一郎

この度、伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う補助事業者の募集を開始しますのでお知らせします。

本事業は、伝統構法を活かした木造住宅の生産を担う大工技能者に必要な知識、理論や技能等の修得に対する支援を行うため、当該大工技能者になろうとする者を募集する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、伝統構法を活かした木造住宅の生産体制の強化を図るものです。

なお、本事業は、平成22年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、成立前に公募するものです。したがって、平成22年度予算の成立が前提であり、かつ、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめご了承ください。

1 公募期間

平成22年3月8日(月)10:00から平成22年3月30日(火)18:00まで(必着)

2 公募対象事業者の要件

次の(1)～(6)までの全ての条件を満たすことのできる民間事業者等とする。

また、本事業に加え、平成23年度以降の予算成立を前提として、本事業により募集した担い手候補者に対して、3年間以内で引き続き技能等修得支援を行うことができる者とする。

- (1) 補助事業の実施の方法等の補助事業の実施に関する計画が、補助事業の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 補助事業を適確に遂行する技術能力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3) 補助事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力を有していること。
- (4) 補助事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 補助事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。

3 公募対象事業

伝統構法を活かした木造住宅の担い手候補者募集を行う補助事業

#### 4 公募要領の交付期間及び場所

##### (1) 交付期間

平成22年3月8日(月)10:00から平成22年3月29日(月)18:00まで

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

#### 5 応募書類の提出期限、場所及び方法

##### (1) 提出期限

平成22年3月30日(火)18:00まで(必着)

##### (2) 場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3  
国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室

##### (3) 方法

持参又は郵送

※郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。(提出期限必着)

##### (4) 担当部局

国土交通省住宅局住宅生産課 木造住宅振興室 井堀  
電話 03-5253-8111(代) ファクシミリ 03-5253-1629

※応募に関する質問は、公募要領に記載した方法(電話又はFAX)にて受け付け  
ます。(来訪等による問い合わせには対応しません。)

#### 6 審査方法

提出された提案書等について書類審査等を行い、平成22年度予算の成立後、補助  
事業の目的に最も合致した提案書等を提出した1者を採択する。

#### 7 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(4)に同じ。

(3) 応募書類の作成、提出に係る費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された応募書類は、当該申込者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、申  
込者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。

(6) 採用された応募書類は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11  
年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請  
求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する  
おそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

(7) 詳細は公募要領等による。